

[事案 30-231] 入院給付金支払請求

・令和元年6月12日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の「入院」に該当しないとして、一部入院期間について給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金全額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大学病院において脚の骨軟骨柱移植術を受けた後、リハビリ目的で整形外科医院に約2か月間入院したため、平成14年5月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、一部入院期間分の給付金しか支払われなかったが、以下の理由により、残期間分についても給付金を支払ってほしい。

- (1)入院期間は、当初の入院診療計画書に沿ったものであり、全期間にわたり入院の必要性があったと考えるのが適切である。
- (2)治療を行っている段階で体重の荷重制限があり、少しずつ荷重をかけ歩行練習を重ね、全荷重になってから通常歩行できるようになるまで歩行訓練やリハビリ等の治療を行い、退院となった。至って普通の経過である。
- (3)一度、1泊2日の外泊をしているが、入院が長期間になったことなどから、医師に頼んで試験外泊として許可してもらったものであり、自宅に帰るときも松葉杖をつきながらタクシーを使用して帰っており、普通に歩いて帰れたわけではない。
- (4)診断書には、保険会社が主張する時点での退院は困難であったと考えられる旨が追記されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)骨軟骨柱移植術では手術後7週間程度で全荷重とするケースが多いところ、申立人も同様の日程にて全荷重が許可され、連日の長時間の外出が可能になるまでに傷病が改善している。
- (2)本入院当時のカルテおよび看護記録において、途中から特別な所見は認められなくなっており、遅くとも全荷重となった外泊日以降は入院治療の必要性や自宅等での治療の困難性は客観的に認められない。
- (3)本入院当時のカルテ・看護記録では著変なしとの記載しかなく、診断書に追記された内容の根拠や作成経緯は明らかではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、一部不支払いとされた入院期間については、約款に定める「常に医師の管理下において治療に専念する必要があった」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了

した。